企業の社会的責任（CSR）と内部統制規制

―中国法を中心に―

経営管理研究科 准教授
盧 暁斐

【要約】

中国においては、CSR に関する取組みは大幅に充実してきた。特にコロナ禍において、CSR の履行状況が良い企業はより評価され、投資を引き付けるため、CSR 重視の企業経営は中国で浸透しつつある。もっとも、先進国に比べると、ソフトローを含めて関連規制、CSR の実施レベルがまだ低く、改善する喫緊性が高い。

本稿では、中国会社法 5 条を中心に、中国の CSR 規制状況と問題点を明確にし、内部統制システムとコンプライアンス関連状況を整理する。これを通じて、世界情勢に合わせ、中国会社法範疇においてどのように CSR を捉えていくべきかを示す。

【キーワード】

CSR、中国会社法、内部統制、コンプライアンス

【目次】

1　はじめに
2　CSR をめぐる関連規制の状況
3　会社法 5 条 1 項の解釈と問題点
4　内部統制システム・コンプライアンス
5　結びに代えて

1　はじめに

企業の社会的責任（CSR）をめぐっては、19 世紀末[1]から現在まで、世界的に、学際的に絶えずに議論されてきた。特に 20 世紀では、アメリカの「Berle-Dodd 論争」[2]をはじめ、何度も激しい論争が繰り広げられた。そして、現在では、企業経営、投資のグローバル化、IT の発展に伴い、各国での SDGs の積極的な取り組み、ESG 投資の向上が顕著化しつつあるという背景において、企業に持続可能な経営、情報開示がより厳格に要求され、ステークホルダーひいては社会全体への配慮の下で企業活動を行うことはもはや世界的なコンセンサスである。

中国では、企業の社会的責任に関する議論は、1990 年代から徐々に行われはじめ、2001 年 WTO 加入をきっかけに一気に盛んになった。その時期では、中国市場経済の発展の下で、企業の急成長の反面、環境問題、労務問題、消費者に対する権利侵害、独禁法違反等の不祥事が絶えなかった。世界的な潮流に乗りながら、上記の不祥事を防ぐために、2005 年に改正された中国会社法に、法人格否認の法理（中国会社法[3]20 条 3 項）、支配株主の責任（中会 20 条 1 項 2 項、21 条）のほか、企業の社会的責任（中会 5 条）についても明文で定められ、世界的に先例を取った。しかし、この条文の意義と適用範囲については明確性に欠け、実際に機能しているとは言い難い[4]。

また、グローバル化を背景に、中国においても、ESG 投資の拡大に伴い、中国の上場企業のコーポレートガバナンスにおける ESG への注力が顕著になってきた[5]。また、中国国内の ESG 評価機関も続出し、企業の ESG 活動を促進している。しかし、上場企業の ESG への取組みは、法令順守の一環として捉えられており、積極的に行う企業がいまだに少ない。企業の情報開示体制が不完全であるため、ESG 評価の基となる CSR 報告や ESG 報告等は数的に増えているものの、質的には必ずしも高くないため、ESG 評価データが不足しており、評価体系に不備があると指摘されている[6]。

さらに、会社法的な観点からすれば、CSR と内部統制・コンプライアンスの関係の検討が避けられない。日本では、内部統制システムについては会社法、金商法の文脈で扱われていることが多い。中国では、内部統制に関して、基本的に会社法に定めることなく、主にその他の部門規制

1　**赵旭东 = 赵怡琳「企业社会责任评价制度的构建」经贸法律评论**（2019 年 5 期）94 頁。

2　Adolf A. Berle “ Corporate Powers as Powers in Trust” Harvard, Law Review, Vol.44, No. 7（1931）, pp.1049 － 1074. Adolf A. Berle, “ For Whom Corporate Managers Are Trustees:A Note” , Harvard Law Review,　Vol 45, No 8（1932）, 1365 － 1372. 等を参照。

3　以下、中国会社法の条文について「中会○条」と称す。

4　**施天涛「公司法第 5 条的理想与现实：公司社会责任何以实施」清华法学**（2019 年 5 期）57 頁。

5　ACGA「**治理在觉醒：中国公司治理进化史**」(2018 年中国会社コーポレートガバナンスレポート)（2018）23 頁。

6　**陈宁 = 孙飞「国内外 ESG 体系发展比较和我国构建 ESG 体系的建议」发展研究**（2019 年 3 期）35 頁。

や上場会社の規制等をもって対応されており、かかる規制が分散的で、全体的なシステムが構築されていない。他方、中国における CSR の履行については、コンプライアンスが第一次的に要求される内容である[7]。内部統制システムと CSR とは重なる部分があり、相互に補強しあうという点では、日本での理解と同様である。

以上のように、中国においては、CSR に関する取り組みは大幅に充実してきた。特にコロナ禍において、CSR の履行状況が良い企業はより評価され、投資を引き付けるため、CSR 重視の企業経営は中国で浸透しつつある。もっとも、先進国に比べると、ソフトローを含めて関連規制、CSR の実施レベルがまだ低く[8]、改善する喫緊性が高い。そこで、本稿では、中国の会社法 5 条を中心に、中国の CSR 規制状況と問題点を明確にし、内部統制システムとコンプライアンス関連状況を検討する。これを通じて、世界的な情勢に合わせ、中国会社法範疇においてどのように CSR を捉えていくべきかということを示したい。

2　CSR をめぐる関連規制の状況

2.1　法律レベル

まず、民法、会社法を中心に、法律レベルで直接 CSR の規定がある。（表の通り）。

条文	内容
民法 86 条	営利法人は、事業活動を行う際に、企業倫理を遵守し、取引の安全を維持し、政府および社会的監督を受け、社会的責任を負わなければならない。
公司法 5 条 1 款	会社は、営業活動を行う際に、法令および行政規則を遵守し、社会倫理・商業倫理を遵守し、誠実に信用を守り、政府や国民の監督を受け入れ、社会的責任を負わなければならない。
企業国有資産法 17 条	国によって出資される企業は、事業活動を行う際に、法令及び行政規則を遵守し、経営管理を強化し、企業の経済的利益を向上させ、人民政府、その関連部門及び機関が法令に従って行う管理及び監督を受け、国民の監督を受け、社会的責任を負い、投資者に対して責任を負う。

7　施・前掲（注 4）79 頁。

8　在中スウェーデン大使館の中国企業の CSR に関する調査によれば、調査対象者の 80% が中国企業の CSR 実施について不満または中立的な態度を示している。Embassy of Sweden Beijing. A Study on corporate social responsibility development and trends in China. [J/OL]（2018）http://www.csr-asia.com/report/CSR-development-and-trends-in-China-FINAL-hires.pdf（最終確認 2022 年 10 月 29 日）。

外商投資法　6 条 32 条	中国国内において投資活動を行う外国投資者、外商投資企業は、中国の法律規定を遵守しなければならず、中国の国家安全、社会の公共利益を害してはならない。（6 条） 外商投資企業は生産経営活動を展開するとき、法律、行政法規における労働保護、社会保険に関する規定を遵守し、法律、行政法規及び国の関連規定に従って税収、会計、外貨などの事項を処理し、且つ関連主管部門が法によって実施した監督検査を受けなければならない。（32 条）
個人独資企業法 4 条	個人事業主は、法律、行政規則、および事業活動に従事する際に、誠実信用原則を遵守しなければならず、社会的および公共の利益を損なってはならない。
パートナーシップ企業法 7 条	パートナーシップとそのパートナーは、法律と行政規則を順守し、社会倫理と商業倫理を順守し、社会的責任を負わなければならない。

しかし、条文で示している通り、企業には「社会的責任を負う」と義務づけられているが、どの条文でも原則的な内容にとどまっており、「社会的責任」の具体的な意義と効力等については明確にされていない。

また、直接な規定のほか、CSR の範囲が広範で多様的であり、従業員保護、顧客（消費者）保護、環境保護等、企業を取り巻く利害関係者の保護について、関係する単行法において企業の積極的な取組みが求められている。

企業を取り巻くそれぞれの利害関係者との関係に基づくと、消費者保護に関し、消費者権益保護法、製品品質保証法、食品安全法等があり、従業員保護に関しては、会社法のほか、労働法、労働契約法等、環境保護に関しては、環境保護法、清潔生産促進法、水汚染防止法、大気汚染防止法、海洋環境保護法等、資源利用に関しては、エネルギー節約法、再生可能資源法、森林法、サイクル経済促進法等、企業競争的活動に関しては、不当競争防止法、独占禁止法、企業の情報開示に関しては、会社法のほか、証券法、社会公益に関しては、公益事業寄付法が定められている。

以上のように、中国でも当然各単行法は企業活動を規制し、企業による CSR の履行を促進する上で大きな役割を果たす。ただし、企業経営者にとって上記規制に従って経営を行うことは、コンプライアンス上当然要求されることであるが、これは、CSR という大きな取組みの中の一環にすぎず、積極的に CSR 活動を行う「義務」は中国法でも強制されていない。近年、環境破壊や人権への非難及び経済格差等の社会問題に対処するために、中国では、最低限守らなければならない関連法規制も厳格化しつつある。しかし、企業は CSR について法律で定められたレベル以上に積極的な取組みを求められているわけではない。

2.2　国有企業（中央企業）、上場企業を対象とする規制

他方、国有企業や上場企業を中心に、CSR に関する規制も徐々に整備されてきた。ISO26000 と SA8000 の制定と普及により、多国籍企業をはじめ、中国の国内企業も国際基準に合わせて次々と CSR 報告を公開するようになった。それにあわせて、中央企業、上場企業を対象に、企業の社会的責任の実施と CSR 報告の情報公開等が部門規章、証券取引所の自主規制により要求されるようになった[9]。

①　国有企業社会責任報告制度

国有資産監督管理委員会（以下、「国資委」と称す）は 2008 年「中央企業における社会責任の履行に関する指導意見」を公布し、「一定の要件を満たす企業は定期的に社会的責任（CSR）報告あるいは持続可能な発展（SDGs）報告を公表し、企業の社会的責任の履行状況、計画と措置を開示しなければならない」と定められている（18 条）。

続いて、2016 年に、国資委はさらに「国有企業の社会的責任をさらによく履行するための指導意見」を公布した。当該意見では、「持続的発展を核心としつつ、2020 年までに、国有企業は、より成熟した定型化された CSR マネージメントシステムを形成し、包括的な経済、社会、環境価値を創造する能力、社会的コミュニケーション能力と運用の透明性、ブランドイメージと社会的認知度を大幅に向上させる。それによって、業界をリードして社会的責任を果たし、国際的な影響力を持ち、尊敬される優良企業群を形成する」と明言された。これをもって、国有企業の CSR への取組み目標と方向性を決め、CSR に対する国有企業の全体的意識の向上を高めようとした。

政府の推進を背景として、上記の指針を土台に、形式的な部分はあるが、中国の中央企業は一応の CSR マネージメントシステムを形成した。

②　上場会社における CSR 報告制度

中国証券監督管理委員会（以下、「証監会」と称す）の「上場会社コーポレートガバナンス準則」（2002 年公布、2018 年修正、以下「準則」と称す）において、機関投資家によるガバナンスの関与、取締役会監督委員会の機能強化のほか、専ら一章をもって利害関係者、環境保護と社

9　**华忆昕「企业社会责任规制反身法路径的适用与反思」重庆大学学报**（2021 年 27 巻 3 期）142 頁。

会責任第八章（83 条～ 87 条）について定め、企業の CSR への積極的な取組みを求めた[10]。企業は、利害関係者の利益を保護しなければならず、積極的にグリーン発展理念を実践し、エコ・環境保全を発展戦略とコーポレートガバナンスの中に取り入れなければならないと明言されており（83 条、86 条）、これらの取組みは取締役の義務だと解される。

また、「準則」第 95 条では、上場会社は、関連法規及び関連部門の要求に基づき、環境情報や貧困救助等の社会責任実施状況を開示しなければならないと、明確に CSR 報告義務を要求されている。

他方、証監会の部門規章等のほか、証券取引所の自主規制でも関連する規定が設けられている。深セン証券取引所は、2006 年に「上場会社社会責任ガイドライン」を公布した。それによれば、上場会社が自ら会社の CSR 報告を開示すべきであり（5 条）、CSR 報告には従業員保護、環境汚染、商品品質、地域関係などにおいて CSR 制度の構築と執行状況、遵守していない場合の原因の説明（comply or explain）、改善措置と計画を含めなければならない（36 条）。

また、上海証券取引所でも、「上場会社環境情報開示ガイドライン」において、「企業は、自社の特徴に応じて CSR 報告の具体的な内容を決めることができるが、少なくとも、社会、環境及び生態、経済の持続可能性を促進している取り組みを報告しなければならない。」と定められている（5 条）。

以上のように、国有企業、そして上場企業を対象に、CSR の関連規制は充実してきた。

上場会社は中国ですでに 4000 社以上あり、上場会社の CSR の履行は、社会全体にとって重要な意義がある。中国では、証監会の準則と自主規制の指針により、CSR に関する情報開示の基本的枠組みがすでに構築されており、上場企業の CSR 活動の積極的な取組みに一定の役割を果

---

10 「準則」第八章の内容は以下となる。第 8 章 利害関係者、環境保護および社会的責任

第 83 条 上場会社は、銀行およびその他の債権者、従業員、顧客、供給業者、地域社会およびその他の利害関係者の法的権利を尊重し、利害関係者と効果的なコミュニケーションと協力を行い、利害関係者とともに会社の持続可能かつ健全な発展を促進しなければならない。

第 84 条 上場会社は、利害関係者の権利と利益を保護するために必要な条件を提供しなければならない。上場会社は、利害関係者に対してその正当な権利と利益を侵害された場合、法に従って救済を受ける機会と手段を与えなければならない。

第 85 条 上場会社は、従業員の権利と利益の保護を強化し、従業員代表大会と労働組合が法に従って職権を行使することを支援しなければならない。取締役会、監査役会および経営陣は、従業員との多様なコミュニケーションルートを確立し、会社の運営、財務状況、および従業員の利益に関連する重要な問題について、従業員の意見に聴取すべきである。

第 86 条 上場会社はグリーン発展の理念を積極的に実践し、生態環境保護の要求を自社の発展戦略とガバナンスのプロセスに融合し、生態文明の建設に積極的に参加し、公害防止、資源節約と環境保護において模範的かつ主導的な役割を果たさなければならない。

第 87 条 上場会社は、会社の持続的発展を維持し、業績を向上させ、株主の利益を保護するとともに、社会福祉、災害救援、公益事業の面で積極的に社会的責任を果たさなければならない。

上場企業が貧困な県や村への支援、貧困地域の産業発展、人材育成、雇用促進等の面において積極的に社会的に責任を履行することを奨励する。

たしている。しかし、2021 年深セン 100 インデックスと上証 CG インデックス CSR 情報開示調査企業の CSR 報告には開示項目によってばらつきが大きく、従業員関係の公開情報は全体的な質が高いのに対して、取引先、セキュリティー、環境面に関する開示は、いまだに低いと示されている [11]。

このように、中国では、政府による CSR 活動の促進に注力されている反面、社会全体の関心 [12] や企業による積極的な関与のレベルはまだ低い。中国では、社会制度や企業の所有構造（支配株主がいる企業が多い）に特殊性があり、他国で有効に機能している市場等の外部モニタリングは、中国では、必ずしも機能していない。中国では、他の企業活動と同様に、CSR への取組みは、政府による主導、制定法による規制はもっとも重要な推進力となっており、今後もしばらく変わらないと考えられる [13]。

3　会社法 5 条 1 項の解釈と問題点

次は、会社法における CSR 関連規定である 5 条を中心に、その意義と問題点を検討する。

3.1　会社法 5 条 1 項の意義

2.1.1 で示した通り、中国会社法の総則の部分で、「会社は、経営活動を行うにあたっては、法律と行政法規を遵守し、社会公徳と商業道徳を遵守し、誠実に信用を守り、政府及び社会公衆の監督を受け入れ、社会的責任を負わなければならない」と明確に設けられている（5 条 1 項）。当該条文は、2005 年に会社法が改正された際に導入されたものである。その背景には、多くの企業が短期的利益の追求を優先し、社会的責任を軽んじて、資源浪費、環境汚染、脱税、粉飾決算、給料の支払遅延、労働環境の安全軽視、詐欺等の様々な不祥事が深刻を極め [14]、欧米企業から中国の企業に対して、生産現場等において CSR を含む国際基準の対応を厳しく要請されるようになったことがある。中国は、これらの問題の喫緊性に鑑み、企業に社会的責任を認識させ、自発的に実施することを促すために、CSR を明文化した。

この点からもわかるように、会社法 5 条の導入の契機としては、積極的に取り組むべきという意識が育ったというよりも、不祥事防止の喫緊性と企業の国際発展のために対応せざるを得ない環境的な強制力が働いたといってもよい。一方で、5 条の導入をきっかけに、政府系機関等か

11　中国上場会社協会ウェブサイト「我が国 A 株上場会社 ESG 情報開示状況報告」（2021https://www.capco.org.cn/sjfb/dytj/202208/20220831/j_20220831152955000166193100863693 53.html（最終確認 2022 年 10 月 29 日）

12　その原因については、消費者は CSR へのコストを分担することがすくないと説明されている。Fuxiu Jiang, Kenneth A Kim, Corporate Governance in China: A Survey, Review of Finance,Vol.24,No.4, 760（2020）.

13　*Id.*

14　張紅「企業の社会的責任に関する日米中の法制について」岡法 54 巻 4 号（2008）677 頁。

ら CSR 関連ガイドラインが相次いで公表され、それと同時に、環境保護や労働分野においても法規制や政策が強化されはじめ、CSR の取組みを行う企業が急増した。

ところが、アメリカでも、日本でも学者により懸念されているように、ステークホルダー論の立場に立つ場合、CSR の概念は、多義的で弾力的であるため、明文化するだけで、その内容を明確にしなければ、株主、債権者、従業員、下請け業者、消費者、地域住民、国民それぞれのステークホルダーにどのようにどの程度の責任を果たすかということは経営者の裁量に任せられ、その責任が逃れやすくなると指摘されている [15]。それに対して、中国では、CSR の明文化の是非についてはよく議論されずに成文化され、その後学説上の議論はすべて条文の解釈という方向で展開されたが、後述するように、会社法において CSR をどのように捉えるべきかについては、今に至っても定論がない。

3.2　5 条 1 項をめぐる学説上の議論

中国の学説では、5 条 1 項の理論的根拠として、基本的にステークホルダー論に基づいていると一致して解されているが [16]、当該条文の性格、射程、そして直接適用の可否（justiciability）について、学説上議論されているものの、未だに定論に至っていない。大きく分けて、以下の説があげられる。

①倫理規範説

この説によると、企業は自然人と同様に利己的であり、社会道徳基準に準じてその社会的責任を果せば足りると説かれる。そのため、企業の社会的責任の遵守は国家権力による強制措置に頼るのではなく、責任を果たさなかった場合の道義上による非難に頼ると考えられている。企業は、社会的な評価が下がることを防ぎ、長期的な発展のために、自発的に社会的責任を果たすと期待できるという [17]。

②的責任説

この説は、会社法で定められている以上、企業の社会的責任の道徳レベルの議論はもはや時代遅れとなるという。会社は株主利益の最大化だけの存在ではなく、株主を中心とする社会的共同体であり、社会的責任を果たすことは法的に当然要求されると説かれている [18]。上述した上場会社の自主規制もこの説の考え方に基づいていると思われる。

③道徳的・法的責任説（多数説）

この説によると、会社法上の企業の社会的責任の前提は、会社が経営活動を行うことであり、

15　西野嘉一郎 = 竹内昭夫 = 山城章 = 河本一郎「企業経営と社会的責任」（竹内発言）商事 618 号（1973）10 頁参照。林栄偉「企業の社会的責任の法学的アプローチー中国会社法第 5 条 1 款の解釈を中心に」企業法学研究 2 巻 1 号（2013 年）60 頁。

16　楼建波「**中国公司法第五条第一款的文义解释及实施—兼论道德层面的企业社会责任的意义**」中外法学（2008 年 1 期）37 頁。

17　劉蓮煜『公司治理与公司社会責任』（中国法政大学出版、2001）67 頁。

18　甘培忠『公司控制権的正当行使』（法律出版社、2006）119 頁。

5 条 1 項の「法律を遵守し、、、、監督を受ける」までは、すべて最後の社会的責任に含まれると解される。また、社会的責任は、強制的な法律責任（契約履行、納税、環境保護等）のみならず、自覚的に守らなければならないビジネスと関連する道徳責任（福利、寄付、グリーン化）も含まれる。この説は中国で多数説となっている [19]。

上記の学説を踏まえて、会社法 5 条 1 項の機能をどのように考えるべきであろうか。まず、当該条文では、企業の法的責任を定め、法律順守の確保に機能すると考えられる。法的責任はさらに会社法上の責任と会社法以外の法的責任に分けられる。前者の場合に、コーポレートガバナンスにおいて、コンプライアンスの整備のほか、取締役等が会社の利益向上のために業務執行する際に、債権者、従業員等の利益を十分に考慮することが求められる。また、後者の場合に、会社法以外の法律の不十分な点を補強し、ステークホルダーの利益保護をより強化する役割を果たすと考えられる。そこで、会社法 5 条 1 項は、企業の社会的責任の履行という面においては、会社法とその他の法律の接合点となっているとみることができよう。そして、道徳的責任に関しては、5 条 1 項は企業倫理の遵守を正面から捉え、それを通じて企業の持続可能な成長を全面的に促進することにあると考えられる [20]。しかし、道徳的責任の部分に関しては、会社法範疇でのエンフォースメントは困難である。この点に関しては、証監会により公布されている「準則」等のソフトロー、証券取引所の自主規制、中国で採用されている国際的認証基準は、道徳面の CSR の履行に有効であろう。また、ESG 評価、政府による政策奨励、世論、市場の評価、経営者の意識等も CSR の確保に有効であるが、効果的なエンフォースメントの達成のために CSR 履行の有機的なシステムの構築が求められる。

3.3　5 条 1 項と関連する会社法上の規定

前述した通り、5 条 1 項は、会社法の総則で、CSR の履行を要求し、ステークホルダーの利益確保に資すると解される。この条文を土台に、会社法では、株主をはじめとした各ステークホルダーの利益を保護するための規定が具体的に定められている。

まず、株主の利益保護に関して、株主総会における質問権提案権（150 条）、役員等に対する損害賠償を請求する訴え（直接訴訟）（152 条）、役員や支配株主に対する株主代表訴訟の提起権が定められている（151 条）。このようにみると、中国では、企業に CSR の履行を監視し、促進するためには、機関投資家による権利行使が期待されると考えられる。しかし、中国では、機関投資家の役割は、そこまで活発に果たされていない [21]。

そして、従業員の利益保護規定は中国会社法で強化されている。ドイツ法の影響を受け [22]、中

19　楼・前掲（注 16）39 頁。

20　**刘俊海「论公司社会责任的制度创新」比较法研究**（2021 年 4 期）20 頁。

21　Fuxiu Jiang, Kenneth A Kim, supra note 12.p741.

22　もっとも、中国の従業員監査役制度は、共同決定制度の一環として位置づけられるドイツ法の制度と大きく異なる。王雲海等編著『よくわかる中国法』（ミネルヴァ書房、2021）139 頁［盧執筆部分］。

国会社法は特に従業員の経営参加を重視している[23]。会社経営は、労働組合（従業員代表大会）を通じ従業員の意見を聴取する必要があり（18 条）、監査役会の従業員代表は 3 分の 1 を下回ってはならない（17 条、117 条）とされている。また、国有企業の場合、取締役会に従業員代表を選任しなければならない（67 条）とされている。

さらに、債権者保護に関しては、「債権者の合法的利益を確保する」ことが会社法の基本目標であり（1 条）、総則で、法人格否認の法理も明文で定められている（20 条 3 項）。他国と同様に、会社の利益の配当、合併分割等の基礎的な変更、解散と清算の場面において、債権者保護の手続きが設けられている。

上記の利害関係者等の利益を確保するために、取締役等の業務執行が最も肝心である。中国会社法では、取締役などの義務と責任に関して、会社に対する勤勉義務（注意義務に相当する）と忠実義務（147 条、148 条）が定められており、義務違反による会社に対する任務懈怠責任も定められている（149 条）。また、取締役などが違法に業務を行った結果株主に損害を生じさせた場合に、株主に対して直接的な責任を負うとも設けられている（条）。しかし、日本会社法 429 条と同様な第三者への責任が規定されておらず、会社の CSR の不履行により株主以外のステークホルダーの利益保護が問題となった場合、他の法律で定められている場合を除き、会社法に基づいて取締役の責任を追及することはできない。また、CSR の履行に際して、取締役はどのように行動すれば合理的かつ妥当なのかについては、議論が少ない。

中国で企業の社会的責任論を比較的に早く主張されていた劉俊海教授は、株主主権論とステークホルダー論は対立するものではなく、両者の手法は異なるが、その核心的な価値観は、会社の競争力と営利能力を高め、その生存と発展を促進し、株主とその他のステークホルダーの福祉を全面的に高めると説かれている[24]。そして、CSR は、株主と外部ステークホルダーとの利益調整に着眼するため、取締役は、株主と他の利害関係者との win-win の関係ができるように全体利益の最大化に着眼して業務執行をすることが求められる[25]。利害関係者の利益が衝突する際に、取締役は、人権優先、公益優先、法律順守優先等を配慮して、判断すべきと主張されている。当該主張は、CSR の重要性を強調し、取締役の会社の利害関係者の全体利益の最大化を図るべきだと唱え、会社の持続的な発展と合致する考え方であろう。しかし、この主張は、あくまで抽象的な理想像にとどまっており、現実の会社のガバナンス構造と実務での運営とかけ離れている。取締役にとっては、具体的な経営判断を行う際に、CSR の観点を取り入れて、会社利益という大きなパイを各利害関係者にどのように分配すべきかという難問は相変わらず残っている。

23　中国のガバナンス構造は、日本の伝統的なガバナンス構造と類似しており、株主総会（株主会）が取締役と監査役を選任し、取締役会が業務執行を行うとともに、取締役等役員の業務執行を監督し、監査役会も取締役と経理（執行役）の業務執行を監視するシステムとなっている。

24　**刘**・前掲（注 20）23 頁

25　**刘**・前掲（注 20）31 頁。

3.3.1　会社法における社会的責任規定の最近の傾向と課題

2021 年 12 月、中国会社法修正草案が公布され、意見募集が行われた。今回の修正で、70 条ほどが修正または新設された。その中、ガバナンスの面においては、アメリカの一層式モデルに倣った取締役会の委員会設置制度（修正案 125 条）や、すべての会社の取締役会に従業員代表の選任義務（63 条、124 条）等が導入され、CSR に関しても修正された[26]。CSR について、修正案は、従来の 5 条が 18 条と 19 条にわけて規定されるようになった。修正案 18 条では、従来の 5 条の主な内容を踏襲し、「会社は経営活動を行う際に、法律法規を遵守し、社会倫理・商業倫理を遵守し、誠実に信用を守り、政府や国民の監督を受けなければならない。」と定められた。修正案 19 条では、CSR に関する主な条文となり、「会社は経営活動を行う際には、法律、法規に定められている義務を遵守するうえ、会社の従業員、消費者及びその他の利害関係者の利益ならび生態環境保護等の社会的公益を十分に考慮し、社会的責任を負わなければならない。国は、会社が社会公益活動に参加し、社会的責任報告書を公布することを奨励する。」と定められた。このように、現行法の 5 条に比べて、19 条は、会社の CSR 責任の対象をより具体化した。特に、従業員を含めた利害関係者の利益保護、環境保護の配慮は会社が遵守しなければならない義務であると明言された。そして、会社に対して、自発的に公益に参加することや CSR 報告書を公開することを推奨するという点が新たに追加されたことも注目に値する。この修正案はいまだに可決されていないが[27]、修正案 19 条が可決された場合には、中国の CSR に対して重視する姿勢が強く表れただけではなく、会社法の他の条文に関する解釈、運用にも法的根拠を提供すると考えられる。

一方、課題も少なくない。仮に上記の修正案が可決されたとしても、会社法における社会的責任の条文の性格、効力と射程は相変わらず不明確である。例えば、今まで、司法実務においては、5 条が適用された事案がなく、5 条（修正案 19 条）は裁判において適用性があるかを検討する必要がある。もとより、これらの問題を議論する土体としては、まず中国の会社法は、CSR の履行と促進においては、どのような機能を果たすべきかということを検討し、明確にしなければならないと考えられる。

また、5 条と関連する CSR の情報開示制度自体はいまだ完全ではない。2020 年の調査によると CSR 報告を自主的に公開している会社は 40% しかなく[28]、そして、有力企業を中心に情報開示が進んでいるものの、都合が悪い情報は公開されず CSR の公開内容の真実性、完全性、正確性に多くの問題があると指摘されている。

そして、もっとも重要な問題の一つとしては、CSR によって要求される取締役の責任はどのよ

26　2021 年修正案では、日本法の 429 条と同様な取締役の第三者に対する責任の新設や支配株主や実質的支配者の責任の強化等も注目されている。

27　筆者が脱稿する際にまだ可決されていない状態である。

28　中国上場会社協会「2021 年度 A 股上市公司 ESG 信息披露情况」（2022 年 8 月）https://www.capco.org.cn/sjfb/dytj/202208/20220831/j_20220831152955000166193100863693 53.htmlc

うなものかということである[29]。一般的に、株主以外のステークホルダーの利益の考慮については、法律順守をすれば足りると考えられてきたが、近時の傾向としては、CSR への積極的に取組みのアピールがなければ、社会的に非難され、株価が下落し、投資者に投資も減少し、最終的に株主の利益にならない恐れが高い。しかし、取締役からみると、どこまでこの CSR 責任を果たしたら、義務を十分に履行したといえるかは、曖昧なままである。それゆえ、取締役は、保身のために、企業発展にとって本当に意味があるか否かを検証せずにいわゆる CSR 活動を展開し、そのアピールに注力してしまい、実際に企業価値の向上につながらない結果になってしまう。

以上を踏まえ、中国では、企業の社会的責任について一般条項として導入した以上、その明文化によってもたらす問題も十分に考慮しながら、解釈論を展開し、CSR 規定が有効に機能するように導くべきであろう。また、CSR の実現に向けて、情報開示等、個別規定を多く設定し、会社の持続可能性を高めることは欠かせないのである[30]。

4　内部統制システム・コンプライアンス

企業が CSR を果たしていくためには、内部統制を通じて、リスクマネジメントとコンプライアンスを機能させなければならないと考えられる。本稿では、会社法上の CSR を主要な議論対象としているが、CSR の全体像を把握するため、関連する内部統制システムとコンプライアンスについても若干述べることとする。

4.1 中国の内部統制制度の概要

①法律レベル

中国の内部統制制度は、主に COSO フレームワーク[31]をモデルに構築されたものである。まず、法律レベルでは、日本法と異なり、会社法においては、内部統制に関しての規定は定められていない。内部統制システムの構築義務が定められていないため、これに関連する取締役の任務懈怠責任の有無も議論されていない。また、証券法では、「証券会社は健全な内部統制システムを確立し、会社と顧客間、異なる顧客の間の利益衝突を防止するために効果的な隔離対策を講じるべき（128 条)」と定められている。しかし、当該対策が構築されなかった場合の責任規定等は設けられていない。

29　この問題は、中国だけではなく、日本等を含め世界範囲で会社法が直面する解釈論上の問題であろう。

30　神作裕之「企業の社会的責任：そのソフトロー化？」COE ソフトロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズ COESOFTLAW2004-13（2004），13 頁以下

31　COSO は、トレッドウェイ委員会組織委員会（Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission）の略称であり、COSO によって発行されたレポートで提示された内部統制のフレームワークが世界標準となっている。

②部門規章、規範性文件

他方、証監会を中心に制定された部門規章、規範性文件等においては、内部統制関連規制が導入されている。2001 年に証監会は「証券会社内部統制ガイドライン」を公布した。2002 年に証監会は上場会社を対象とする「準則」でも、内部統制関連規制を導入している。それによると、取締役会の監査委員会の職責には会社の内部統制を監督、評価することが含まれる（準則 39 条）。そして、上場会社は内部統制およびリスク管理制度を確立し、専門的部門を設立しまたは内部部門を指定し、会社の重要な業務運営行為、子会社の管理、財務情報の開示および法令の遵守と実行状況を検査し、監督すべきであり、加えて、関連規定に従い、定期的に内部統制制度の構築と実施状況、および会計事務所によって作成された内部統制有効性の監査意見を公開すべきであるとされている（準則 94 条）。

続いて、2006 年に国資委が中央企業を対象に「中央企業全面リスク管理ガイドライン」を公布した。同年、上海証券取引所と深セン証券取引所がそれぞれ「上場会社内部統制ガイドライン」を公布し、自主規制として上場企業の内部統制制度の構築と健全化について指針を示している[32]。

特に重要なのは、2008 年の「企業内部統制基本規範」（以下「基本規範」と称す）である。基本規範は、中国の財務部が、関連する国の法律や規制に従い、証監会、監査署、銀監会、保監会（現「銀保監会」）等とともに、COSO フレームをモデルに、SOX 法を参考に策定されたものであり、中国版 SOX 法とも呼ばれている。基本規範 1 条では、「企業の内部統制を強化し、標準化し、企業経営とリスク防止能力を向上させ、企業の持続的発展を促進し、社会主義市場経済秩序と公共の利益を保護するために、会社法、証券法、会計法およびその他の法律法規に従い、当該規範を制定した」と目的が明確に示された。当該基本規範を契機に、中国では、内部統制制度が本格的にスタートした。

そして 2010 年から、財政部等は、基本規範の付属規則として、「企業内部統制応用ガイドライン」、「企業内部統制評価ガイドライン」[33]（企業内部に評価システムを構築し、毎年評価報告を作成しなければならない）、「企業内部統制監査ガイドライン」（これは主に会計監査について、公認会計士はどのような職務、義務があるか）が合わせて策定された。

このように、中国企業の内部統制システムは、COSO フレームをベースに構築されてきた。

---

32 ガイドラインによれば、取締役会は会社の内部統制制度の構築、健全性、有効的実施及び検査監督について責任を負う。取締役会およびその構成員は内部統制関連の開示情報の真実性、正確性、完全性を保証しなければならない（上証ガイドライン 4 条、深証ガイドライン 2 条）。また、上場企業の重点的な内部統制活動としては、子会社の支配管理、関連取引、担保提供、調達資金の使用、重要な投資、情報開示が含まれる（深証ガイドライン 3 章）。

33 そのうち、「評価ガイドライン」では、企業内部に評価システムを構築し、毎年評価報告を作成しなければならないと定められ、「監査ガイドライン」では、主に会計監査について定められ、公認会計士の義務等が設けられている。

4.2　企業内部統制基本規範の内容

基本規範においては、当該規範の適用範囲、内部統制の定義、目標、原則、および要素等を明確に定められている。重要な内容は以下の通りである。

まず、適用範囲としては、中国国内に設立した大中規模企業（上場会社を含む）となる。小規模企業は、当該規範を参考に各自の内部統制規範を作成することができるとされている（2 条）。規範によれば、上場会社は 2009 年 8 月から適用され、内部統制の有効性を自己評価し、年度自己評価報告書を開示し、証券・先物業務の資格を有する会計事務所による内部統制の有効性に関する監査を受けなければならない（序文）。非上場会社での採用を徐々に推し進めるとされていたが、現在では、すべての大中小規模企業で適用されるようになり、財務部は 2017 年に「小企業内部統制規範（試行）」を公布し、小規模企業への適用も広がりつつある。

そして、基本規範は、内部統制に関して、企業の取締役会、監査役会、執行役層（経理）及び従業員全員によって実行され、統制目標を達成するためのプロセスであると定義されている（3 条）。内部統制の目標は、企業の経営管理のコンプライアンス、資産の安全、財務報告及び関連情報の真実性と完全性を合理的に確保し、経営の効率と効果を向上させ、企業の発展戦略の実現を促進する（同条）。さらに、内部統制の原則としては、全面性原則、重要性原則、衡平性原則、適応性原則、費用対効果原則があげられており（4 条）、内部統制の要素としては、統制環境、リスク評価、統制活動、情報と伝達、内部監督があげられている。

なお、会社の各機関の内部統制に関する職責も挙げられている。すなわち、取締役会が内部統制の構築、健全性と有効的な実施について責任を負い、監査役会は内部統制の構築と実施について監督し、執行役層は内部統制の日常運用について組織し、指揮するとされている（12 条）。また、企業は監査委員会を設置すべきとされ、その職責は、内部統制を監査し、内部統制の有効実施と自己評価状況を監督し、内部統制監査及びその他の事項を調整することである（13 条）。このようにみると、会社法の観点からみれば、基本基準が適用されている会社においては、内部統制システムの構築義務は取締役の責務に含まれると解するのが妥当であろう。

COSO の内部統制フレームワークは、各国の様々な規制のなかにも組み込まれており、広く受け入れられた枠組みとなっている。中国の内部統制制度は、COSO の全社的リスク管理（統合的フレーム）の核心的原則を基礎に、SOX 法からの示唆を受けて作成されたものであり、形式的にアメリカ流の内部統制とリスク管理規制に近いが、強制的な性格が強い。一般的には、リスク分担、リスク管理等、内部統制の具体的な内容は、会社の戦略と緊密的な関係にあり、その合理性と妥当性に関して、裁判官または当局の監督者に判断させるよりも、経営者の自由裁量に任せられる範囲が広い。一方で、中国では、各企業が自社の状況に応じて自由に構築することが認められず、適用対象となる企業はすべてのリスク管理内容が強制的に適用される。この点からは、中国の内部統制制度は、株主指向よりも国家中心主義という特徴が強いと言わざるを得ない。

中国では、株式市場の機能が弱く、外部市場の監視機能を通じてコーポレートガバナンスを是

正することがあまり期待できない。このような背景において、厳格な内部統制規制の導入は、中国当局が情報開示の重要性を認識していることの表れとも考えられる。また、内部統制の強化は、経営の効率を上げ、官僚の不正行為を抑制するための有効的手段としても考えられる。一方で、強制的で厳格な規制の採用は、企業の経営の柔軟性を失う可能性があり、取締役が形式的に内部統制システムを構築するだけで任務懈怠責任違反から容易に逃れる恐れもある。加えて、中国では、株主が開示された情報に基いて自分の利益を確保するように積極的に行動することはいまだに少なく、上記の情報開示を中心とした強制的な内部統制制度は有効に機能しているかは疑わしい。

4.3　コンプライアンスについて

中国では、コンプライアンスは「企業合規」とよばれ、日本と同様に、企業が運営過程において、法律、商慣行、倫理規範及び自社の就業規則等を遵守することが要求されることを意味する。従来では、中国でのコンプライアンスは刑事法分野での法令順守しか議論されていなかった。習近平政権の下で、反腐敗運動をきっかけとして、コンプライアンスが一気に重視されるようになり、後を絶たない企業不祥事に対応するため、関連規制が徐々に整備され、強化されるようになった。また、コンプライアンス違反が原因で企業が行政処分や刑事罰を受けた事例[34]が多く、多くの企業ではコンプライアンスの意識が高くなり、ただの法律順守だけではなく、ガバナンスの重要な一部分として重視し、民事責任、企業倫理、環境への対応等を含む統合的なコンプライアンスシステムの構築が広がってきた。

4.3.1　関連規制

コンプライアンスについて、中国の各部門法に散在している条文はあるものの、体系的なコンプライアンス規制が構築されているわけではない。

まず、最初にコンプライアンス関連規制を設けたのは、金融業であった。業種別の規制として、2006 年の銀監会の「商業銀行のコンプライアンス・リスク管理に関するガイドライン」、2007 年に保監会の「保険会社のコンプライアンス管理弁法」、2008 年の証監会の「証券会社のコンプライアンス管理に関する試験的規定」および 2017 年の中国証券監督管理委員会の「証券会社および証券投資ファンド管理会社コンプライアンス管理弁法」があげられる。これらの規制は、いずれも金融機関の内部コンプライアンスに主に焦点を当てて、管理責任の分割、業務運営中のコンプライアンス管理要求と法的責任等が規定されている。

34　例えば、2021 年 4 月 10 日、国家市場監督管理総局は、アリババグループに対して、アリババが支配的な市場での地位を乱用し、独禁法に違反したとして、182 億 2800 万元（天価罰金）の罰金を命じたほか「行政指導書」を発行し、コンプライアンス管理システムを改善し、3 年連続でコンプライアンス報告書を提出することを命じた。日経新聞 2021 年 4 月 10 日報道を参考。https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM100VP0Q1A410C2000000/（最終確認 2022 年 10 月 29 日）

他方、国有企業、特に中央企業が対象となる関連規制もある。国資委は、2015 年に「中央企業の法による建設の全面的促進に関する意見」を公表し、コンプライアンスを中央企業のガバナンスの全体的な目標として明確にした。2022 年 9 月、国資委により「中央企業のコンプライアンス管理弁法」が公布され、中央企業のコンプライアンスを全面的に規定することで大いに注目されている。当該弁法は、総則、組織と職責、制度構築、運営システム、コンプライアンス文化、情報システムの構築、監督・責任追及及附則によって構成されている。その中、共産党の中央企業のガバナンスにおける機能、有機的な制度設計、及び企業のコンプライアンス文化の構築を強調して定められている。当該弁法は部門規章であり、法的拘束力があり、当該弁法の規定に違反した場合、国資委員が行政処分を下す権限があるとされる [35]。このように、一連の政策による推進を背景に、中央企業のコンプライアンスはかなり強化されてきた。すべての中央企業は、2021 年 5 月にコンプライアンス委員会を設立し、2025 年まで全面的な有効に運営するコンプライアンス管理体制を整備することを目標としている [36]。

そのほか、すべての企業を対象とする規制等もある。2017 年、中国は ISO 19600:2014 を国内基準として導入し、「コンプライアンス管理体系ガイドライン」（ GB /T 35770-2017）を制定した。当該ガイドランは企業のコンプライアンスに関する監督・審査の重要基準であり、企業の法令順守、コンプライアンスシステムの強化に大いに機能すると考えられる。しかし、当該ガイドラインは、法的強制力がなく、多くの中小企業が当該基準による認証を受けていないのが現状である。また、海外進出した中国企業が海外でコンプライアンス違反により責任を追及された事例が多いことを踏まえ、2017 年 5 月、中央政府改革深化グループが「企業の海外経営行為に関する若干意見」を公表し、2018 年 12 月に、国家開発改革委員会等が「企業海外経営コンプライアンスガイドライン」を公布した [37]。これらの政策等の影響により、中国企業のコンプライアンスの状況は従来に比べ大幅に改善された。

もっとも、前述したコンプライアンスの関連規制は、散在しているだけでなく、立法の目的も不明確であり、法的効力が低く、法規制の間の相互の調整が不十分であり [38]、コンプライアンスに関する体系的な制度設計が求められる。

35　コンプライアンス管理の不十分により違反行為を引き起こした場合、国資委は当該企業と面談し、是正を命じることができ、損失または悪影響が生じた場合、国資委は関連法規に従って、責任を追及すると定められている（37 条）。

36　国資委「中央企業の法治を深化させるための意見」（2021 年）二（七）を参照。

37　当該ガイドランでは、環境保護、データおよびプライバシー保護、知的財産保護、反汚職、贈収賄防止、独占防止、マネーロンダリング防止、およびテロ対策資金調達、貿易管理、財務税収などの面におけるコンプライアンスについて、詳細に定められている。

38　**邹梦涵 = 包洁「疫情后中国商法制度中企业合规内控的发展研究 ― 以律师实务为视角」**錦天城弁護士事務所論文（2020 年 11 月）https://www.allbrightlaw.com/CN/10475/af8ccb295d426598.aspx （最終確認 2022 年 10 月 30 日）

4.3.2　近時の傾向

2018 年 10 月、中国では、刑訴法が改正され、アメリカの司法取引を参考に「認罪認罰寛大処理」制度が導入され、2020 年にすでに 80% の企業犯罪事例に適用された[39]。2020 年 3 月、最高人民検察院（以下、「最高検」と称す）が事案にかかわる違法犯罪を法により逮捕せず、起訴せず、実刑を言い渡さないという企業コンプライアンス監督管理試行業務を開始したことで、コンプライアンス不起訴が司法実践の視野に入り始めた。さらに、同年 11 月 24 日、最高検は、「検察機関による、自発的に罪、罰を認める場合の寛大な処置適用テーマ」の指導的な判例も公布した。企業犯罪と刑事コンプライアンスの面において大きな司法改革が行われ、実務への影響も大きい。

他方、前述した会社法修正草案では、内部統制とコンプライアンスについて、「国が出資した会社は、法に従って内部監督管理とリスクコントロール制度を整備し、コンプライアンス管理を強化しなければならない。」（修正案 154 条）と定められている。この条文は、国有企業を対象としているが、会社法においてはじめて正面から内部統制とコンプライアンス管理義務を認めた点は評価できる。しかし、内部統制・コンプライアンスは、国有企業か否かを問わずに、企業持続的発展にとって重要で、国有企業に限定して導入する理由は、政治的な要素が強く、会社法的な観点からみて、その妥当性に疑問を感じざるを得ない。

以上で述べた通り、中国では、国有企業を中心に内部統制制度、コンプライアンス規制が整備されてきた。近時では、政治的な影響を受け、とくにコンプライアンスについて企業発展の最も重要な要素として注目され、議論されてきた。一方、会社法の範疇では、内部統制およびコンプライアンスをどのように位置づける、どのような規制をもって機能させるか等は必ずしも踏み込んだ議論がなされていない。実務においても、企業は相次ぐ規制・政策に対応するために、形式的に内部統制とコンプライアンスの規則を策定し、関連システムを構築しているが、実際に企業の実態に合わないこと、経営者による重視が足りないこと、従業員の意識が低いことなどにより、有効に機能していないと指摘されている[40]。このような実情に鑑み、会社法においては、企業経営の効率性と健全性を確保するために、理論と実務を踏まえた有効な内部統制・コンプライアンスの検討が重要な課題である。

5　結びに代えて

コロナや戦争等様々な危機に面して、企業はどう歩むべきかを検討する際に、必ず CSR が問われ、世界的に CSR をめぐる規制が強化されていく方向性は変わらないであろう。一方、日本でも、コーポレートガバナンス・コードが 2021 年に改訂され、ESG 課題の積極的・能動的な取り組みが取締役会の重要な責務となっている（補充原則 2-3 ①）。しかし、この点に関して、実

39　新華網報道「**最高检印发意见全面规范认罪认罚案件量刑建议工作**」（2021 年 12 月「https://baijiahao.baidu.com/s?id=1719657049107914454&wfr=spider&for=pc

40　**邹** = 包・前掲（注 28）を参照。

務への影響が十分に検討されておらず、「サステナビリティに無批判に盲従する」側面があると強く批判されている[41]。会社法制において、CSR をどのように展開するかは、CSR をめぐる多様な議論に傾聴し、企業経営の実情に目を向けて、冷静かつ総合的に検討すべきである[42]。この考え方は、中国でも同様に妥当である。

CSR、内部統制をめぐる理論と制度は、中国で本格的に展開されてからまだ年数が浅く、課題も多いが、政府による促進、企業による自主的な努力等によって、順調に普及しつつあり、理論と実務において著しい発展を遂げていると評価できる。

中国では、アメリカと違い、基本的に、株主主権論とステークホルダー論に関する論争が生じることなく、CSR はその正当性と合理性を疑われることなく受け入れられてきた。これは、社会主義市場経済体制と一致する部分が多いからであると考えられる。また、国際的競争に勝ち抜くために、中国の政府と企業は、世界的な潮流に乗り遅れることを危惧し、CSR に取り組まなければならないという緊急感があったこともうかがえる。

しかし、中国の企業にとっては、このような CSR、SDGs 等、次々に出てくる法的、政治的、社会的な要請に応じるように一生懸命取り組む反面、「効率と公正」のバランス、各分野で担うべき役割の分担、それぞれが取り組む達成したい目標はどこになるか等をよく検討せずに、「形」ばかり追求する様相が顕著になっている。また、他の制度とも同様に、国家政策による介入が多く、企業による自主的な CSR への取り組みはまだそこまで期待できない。

会社法の範疇において、企業の社会的責任、内部統制等について、どこまでどの程度規制すれば妥当であろうか。企業価値の向上と健全な発展に有効な CSR 体制を構築するには、検討しなければならない課題が多い。

私見としては、CSR 責任の実効性を強化するためには、政府による主導的な強制的な措置も欠かせないが、企業による自主的な行動こそ SDGs の観点からはより好ましいと考える。政府と市場の境界線を明確にし、CSR の機能発揮を支える有効かつ完全な体系を構築しなければならない。そして、社会的責任の多角性と広範性を踏まえると、会社法上で限りなく拡大することはかえって不確定性を増すため、会社法範疇においてはコーポレートガバナンスの基盤の向上に努めるべきである。それに加え、経営者、社会全体の意識の改善、他の業法、ソフトローの整備がこれからの課題である。

41　仮屋広郷「サステナビリティの政治経済学〈起〉――コーポレートガバナンス・コード 2021 年改訂を契機として」法セミ 809 号（2022）51 頁。

42　仮屋・前掲（注 41）52 頁を参照。